

## 安来市条例第15号

### 安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して、必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と豊かな地域社会の発展に寄与し、再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的とする。

#### (基本理念と市の責務)

第2条 市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により、豊かな自然の中で育まれた、誇らしい歴史・文化が脈々と息づき形成されてきたものであることを鑑み、市民の共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵みを享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

2 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、条例が適正かつ円滑な運用が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に定める再生可能エネルギー源のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 発電事業 発電設備の設置又は増設（当該発電設備を設置し、又は増設する目的で行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業をいう。
- (3) 小規模発電事業 発電事業のうち、発電出力50キロワット未満の発電設備の太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（以下これらを「太陽光発電設備」という。）又は発電出力20キロワット未満の発電設備の風力を電気に変換する設備及びその附属設備（以下これらを「風力発電設備」という。）

を用いて発電を行うものをいう。

(4) 中規模発電事業 発電事業のうち、発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備又は発電出力20キロワット以上の風力発電設備を用いて発電を行うものをいう。ただし、次号で定める事業に該当するものを除く。

(5) 大規模発電事業 発電事業のうち、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業に該当するものをいう。

(6) 事業者 発電設備を設置する者、発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。

(7) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（発電設備に附属する管理施設等の敷地を含む。）の区域をいう。

(8) 土地所有者 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(9) 建築物所有者 建築物の所有者、居住者、占有者及び管理者をいう。

(10) 土地所有者等 土地所有者又は建築物所有者をいう。

(11) 地域住民等 発電設備の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者であって、次に掲げるものをいう。

ア 次に掲げる発電事業の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が（ア）から（ウ）までに定める範囲内の区域（以下「近隣区域」という。）に存する土地所有者等

（ア）小規模発電事業の場合 100メートル

（イ）中規模発電事業の場合 300メートル

（ウ）大規模発電事業の場合 1キロメートル

イ 近隣区域及び近隣区域を含む自治会に居住する者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(12) 自然環境等 自然環境、生活環境及び景観をいう。

(13) 事故等 事故、公害及び災害をいう。

（適用範囲）

第4条 この条例は、合計出力が10キロワット以上の発電設備を用いた発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置する発電設備を用いる発電事業及び国又は公共団体が行う発電事業については適用しない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、歴史文化及び自然環境等への配慮を十分に行うとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、事業区域及びその周辺地域の自然環境等を保全するため必要な措置を講じ、事故等の防止を図るとともに、地域住民等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないように、発電事業を実施する間、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 事業区域の土地所有者等は、発電事業により、自然環境等を損なうことのないよう、又は災害、生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地の適正な管理に努め、事業者の発電事業終了後の発電設備の撤去及び原状回復の状況を確認するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第7条 市長は、災害の防止、財産の保護、歴史文化、景観の維持、良好な自然環境等の保全及び地域と共生した発電事業の実施を図るため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定する。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。

3 市長は、禁止区域を変更し、又は解除することができる。

4 第1項に規定する区域とは、次に掲げる区域をいう。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指

- 定された特別保護地区及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12により規定する区域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区
- (8) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項により指定された河川区域、同法第54条第1項により指定された河川保全区域及び同法第56条第1項により指定された河川予定地
- (9) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項及び第22条第1項の規定により指定された地域又は島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）第16条第1項の規定により指定された地域
- (10) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電を除く。）
- (11) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の存する区域
- (12) 島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
- (13) 安来市文化財保護条例（平成16年安来市条例第111号）第4条第1項により指定された市指定文化財（有形文化財は建造物に限る。）の敷地及び区域
- (14) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域
- 5 前項の規定は、禁止区域が変更されたことにより事業区域の全部又は一部が禁止区域内にあることとなる前に着手した発電事業には、適用しない。

(事前協議)

第8条 事業者は、第12条第1項又は第2項の届出をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、発電事業の実施について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

(説明会の実施)

第9条 事業者は、第12条第1項及び第2項、第17条並びに第18条第1項の届出をしようとするときは、地域住民等に対し、説明会を開催し事業計画等の周知について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、意見等の申出があったときは、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。

3 事業者は、説明会の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

4 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を市長に届け出なければならない。

(協定の締結)

第10条 事業者は、地域住民等から要望があったときは、地域住民等と自然環境等の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者及び地域住民等に対し必要な助言をすることができる。

3 事業者は、第1項の協定を締結したときは、当該協定の写しを市長に提出しなければならない。

(同意)

第11条 事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる者から発電事業に対する同意を得なければならない。

(1) 事業区域の土地所有者（土地所有者が事業者の場合を除く。）

(2) 事業区域に隣接する土地所有者等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(届出)

第12条 事業者は、発電事業を実施しようとする場合は、発電設備の設置工事に

着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 前項に定める届出をした事業者は、当該届出の内容を変更しようとするときは、変更する日の60日前までに変更後の事業計画を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第13条 事業者は、地域住民等へ事業計画の内容を周知するため、前条第1項又は第2項の届出が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に標識を設置しなければならない。

(工事着手の届出)

第14条 事業者は、発電設備の設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工事完了等の届出)

第15条 事業者は、発電設備の設置工事が完了又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、自然環境等の保全又は災害若しくは生活環境への被害の防止に支障が生じないように、発電設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

- 2 事業者は、事故等で発電設備の損壊が発生し、周辺地域に損害を与えたとき等は直ちに状況を確認し、必要な措置及び安全対策を行わなければならない。この場合において、事業者は、速やかに市へ報告し、地域住民等に説明しなければならない。
- 3 事業者は、発電事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てる等の方法により、発電設備の維持管理及び解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保しなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の事故等に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入に努めなければならない。

(地位の承継)

第17条 事業者から発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位

を承継した者は、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第18条 事業者は、発電事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電事業を廃止したときは、速やかに発電設備を撤去しなければならない。

3 事業者は、発電設備を撤去したときは、事業区域を事業着工前の状態に復旧することを原則とし、当該発電設備の撤去に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等の規定に基づき適切に処理しなければならない。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市長が指定する職員に事業者の事務所及び事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、関係者に質問させることができる。

2 前項の立入調査を行う職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第21条 市長は、事業区域及びその周辺地域の災害防止又は良好な自然環境等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第5条の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(2) 事業者が第8条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で行った

とき。

- (3) 事業者が第9条第1項又は第3項の規定による地域住民等への説明に係る措置を講じないとき。
- (4) 事業者が第9条第4項、第12条第1項若しくは第2項、第14条、第15条、第17条又は第18条第1項の届出を行わず、又は虚偽の内容で届出を行ったとき。
- (5) 事業者が第12条第1項又は第2項の届出をする前に設置工事に着手したとき。
- (6) 事業者が第13条の標識を設置しないとき。
- (7) 事業者が第16条第2項又は第19条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) 事業者が前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (9) 事業者が前項の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(国及び島根県への報告)

第23条 市長は、前条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその設置工事に着手する発電事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条から第23条までの規定は、発電設備を設置し、又は発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第4条に該当する発電事業の全ての事業者に適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に設置又は設置工事に着手している発電設備がその増設又は更新することにより、第4条に該当することになるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。
- 5 第12条各項に規定する届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。